旭川市いじめ対策に関する有識者懇談会

第1回会議録

【日 時】 令和4年12月23日(金) 17時~18時10分

【場 所】 旭川市子ども総合相談センター 研修・会議室 2

【傍聴者】 8人(一般0人,報道8人)

【当日資料】別紙のとおり

【1.開会】

省略

【2.主催者挨拶】

(旭川市長)

旭川市いじめ対策に関する有識者懇談会の第1回会議開催に当たりまして,一言 御挨拶申し上げます。

本日は皆様御多忙のところ、本会議に御参加いただきまして、心からお礼申し上げます。本市においては、昨年3月、市立中学校に在籍する女子生徒が遺体で発見されるという大変痛ましい事案が発生し、いじめ防止対策推進法の重大事態として、市教育委員会の第三者委員会による調査が進められてきました。

私は、昨年9月の市長就任以来、御遺族に寄り添った真相解明に全力を尽くしてまいりましたが、本年9月に報告を受けた調査結果において明らかにならなかった、いじめと死亡との因果関係などについて、再調査の必要があると判断し、市長直属の再調査委員会を設置し、昨日、第1回会議を開催したところであり、徹底した真相解明、再検証を進めてまいりたいと考えております。

同時に、このような悲しい事態を二度と繰り返すことのないよう、市長として、 徹底した再発防止に取り組んでいかなければならないと考えており、他都市の取組 を参考としながら、実効性のある体制の構築と再発防止対策の検討を進めてまいり ました。

本市におきましては、(仮称) いじめ防止条例の制定や、市長部局におけるいじめ対策専門部署の新設、学校へのいじめ対策を専属的に行う教員の配置など、教育・行政・地域が連携して、いじめ対策を推進する「旭川モデル」を構築し、子どもの命と尊厳を守り、子どもが安心して学ぶことができるまちを目指すとともに、全国の自治体に参考としていただけるような取組を進めてまいりたいと考えております。

本懇談会は、このような再発防止策を取りまとめるに当たり、いじめ問題をはじ

め、教育、心理、法律等を専門とされている皆様方に、専門的な視点からの御意見 を頂くため開催するものであります。皆様方には、是非とも忌憚のない御意見を頂 きたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが,この懇談会が本市のいじめ防止対策の推進さらには,全国のいじめ根絶に向け、大きな一歩となりますよう御期待申し上げ、また,お願い申し上げ、 懇談会の開催に当たっての挨拶とさせていただきます。

【3.参加者紹介】

省略

【4.資料説明】

省略

【5.議題】

(稲葉)

改めまして稲葉です。よろしくお願いいたします。

パワーポイントで申し上げたいことを示しました。チャット欄にスライドをお送りし、画面共有でこれを見ながらお話しさせていただきます。

先程申し上げましたとおり、3月まで北海道教育大学旭川校の教職大学院におりまして、生徒指導分野の担当をしておりました。そのご縁もあり、今回参加させていただきました。教育社会学という立場であり、教育方法学、教育行政学の先生方がいらっしゃる中で、頂いた資料の中でこうしたら良いという具体的なことを申し上げる口も知識もございませんが、私が申し上げられることを3点用意しましたので、簡潔にお話したいと思います。

昨年3月の大変痛ましい事案について考えていたことですが、あの事案について言えば、主な発生場所はネットと公園といういずれも学校外で教師の目が届かないところであったこと、それから警察が対応するレベルの非行事案であったこと。これはネット上でよく挙がる「いじめというよりも犯罪」という声ともリンクしていると思っておりますが、この件についてのみ言えば、防止という観点から言えば物理的人員的に限界があるわけです。これは旭川市のいじめ防止等連絡協議会でもいつも話題になっていました。あるいは教職大学院において学校の先生たちもネットの良い指導がないかと言われ、私もわからないと。全部のID、パスワードを見て閲覧するのかと。そういうわけにも行かないのが現状です。

もう一つが学校外であったということです。もちろん学校外で起きたこともいじめということになっていますが、実際にどうしたら良いのかということです。

そうなると教育でよく言われるのが、教育をすることによって子どもの「心」を 良くすれば、いじめは良くないことだと理解させれば、いじめという問題行動は防 げるという言説ももちろん耳にしますが、対応の範囲・内容を恣意的にかつ無限定 的に拡大させかねない議論が、教育社会学の分野でかれこれ30年言われてきているところです。

旭川市の対策としてよく伺っていたのが Act サミットであったと思います。これは旭川市中の中学校の代表者たちがいじめについて議論するものですが、意義があったものとは思いますが、結果として、大人が子どもに寄り添うのではなく、模範的な生徒たち、子どもたちが大人に寄り添った声を並べてしまう。要するに形式的な建前が並ぶ色合いが濃いように感じています。リーフレットが配られ「旭川市の子どもたちがこのようなことを考えています」とありましたが、これは一部の生徒ではないですかと会議でも申し上げたことがございました。

資料の②に関しては、本件が教育の問題として集中的に論じられていることに対しては冷静な検討が必要であると思います。不思議なことに、いじめより犯罪であるという言葉がネット上にある一方で、ではなぜ学校や教育委員会だけが集中的に非難を受けているのかということについて研究者として疑問視しているところです。

つい,教育でどうにかすればいいという議論が多く,広田照幸先生が教育万能説を解体しなければならないと。何ができないかを明らかにすることで,教育だからできること,教育だからできないことを具体的に示す必要があるということに私も 賛同します。

ご存知のとおり、いじめの定義は言ってしまえば嫌なことを感じたらいじめという形では、範囲が無限定的に拡大してしまっていて、子ども同士の関わりを全てなくさなければ、完全にはなくならないと。これは私の個人的見解ではなく、第三者委員会では、だからより前後の文脈を見ていじめを扱っていたかと思いますし、全国都道府県教育長会議でも、子どもたちの葛藤などを含めた教育なのだろうという意見がありました。

もちろん全でがそうではなく、内田良先生は違うことをおっしゃっていますが、 最大の悲劇は子どもの自殺です。いじめではなく、亡くなってしまうことが最大の 悲劇であると。これを私はいつも申し上げています。そして、いじめられたら子ど もが自殺するということが当たり前のことのようになってしまっていますが、これ が日本で当たり前のことになったのが、1986年の鹿川君事件前後くらいからで す。いじめを理由にする自殺は当たり前ではなかったということです。社会が理解 を示さなかったということです。言い換えれば、いじめで苦しいと感じて自殺して しまうことを社会が受け止めるということは、子どもたちにとって有効な手段にな ってしまっているという側面があるということです。「苦痛の表明、回避、解消とし ての自殺」に対し、社会が意図せずして受容的・共感的であることが問題だと感じ ています。「いじめ自殺」を自明視するあまり、いじめを経験した子どもに「死」と いう選択肢を社会が示してしまっていることの危険があるのではないか。「いじめを 防ぐ」ことと「いじめを理由にした子どもの自殺を防ぐ」ことを切り離して考える 必要があると北澤毅先生がおっしゃっています。

あるいは「自殺は本人のとった行為であるが、自殺という行為を選ぶように社会 が背中を押している側面がある」と駒澤大学の伊藤先生がおっしゃっています。

つまり、言うなれば、子どもたちに対し、社会が「死にがい」を与えてはならない。ついメディアが扱ってしまえば、それを見た、今いじめられている子どもたちが、その効果を覚えてしまっている。社会が反応してしまっている。生きがいを与えるのであって、死にがいを与えてはならないといつも申し上げております。

子どもの自殺に共感的であるが余り、メディア報道をベースとして背中を押す社会になっていないか、子どもの死がメディアで消費されていないかということです。

もう一点、このお仕事を頂いた時に、旭川市の条例案検討の中で出てきました「いじめは子どもの生命に関わる事態」であるという文言に対して、これは変えませんかと私は進言しました。これを見た子どもたちに死という選択肢を示してしまっていると。これが「健康や心身に関する被害が及ぶ」であればわかります。心は痛みますし、健康上の被害が及ぶかもしれない。でも「生命」を出してしまえば、社会の側が死というものがあるのだよと示してしまっているので、私はこれは問題であるという意見です。

教育にこそできることの一案として、社会学からあまり具体的に申し上げることは難しいことが多いですが、いじめの定義が事実上無限定的である以上、いじめをさせない教育には限界があります。大人たちの「それがいじめだからやめなさい」と、子どもたちの「この場合は違う、相手が悪い」の繰り返しが現場では続いていると思います。結果として子どもたちが「大人に寄り添った声」を表面的に述べるに留まっていないかと。解離が生じていると。一方、子どもたちは日常的にトラブルを経験し成長します。そのトラブルに対し主体的である子どもたちが向き合い対処する力を育てる必要があると。これは他の先生方が大変お詳しいと思いますが、一案です。

例えば間山広朗先生という同じく教育社会学の先生ですが、これは真下先生にお伺いしたいことでもあるのですが、法教育を充実させたらどうだろうということをおっしゃっています。現在に至るいじめ施策が、子どもをいじめ対策の客体に封じ込めてきたということです。いじめかどうかはさておいて、トラブルとして、いじめであるかないかが教育現場でそこまで重要なのかというと、これはまた別の話だと思います。ともあれトラブルを経験する。ある子は「あいつが悪い」と言い、ある子は「一方的にやられた」と言う。なぜならばトラブルに対して自分たちで防止したり解決する教育が必要ではないかと間山先生はおっしゃっています。というときに法教育が重要ではないかということです。子ども六法という大変面白い本があ

ります。いじめとして限定するのではなく、トラブルとして考えてみればいろいろとやることがあるのではないか。一例ですが、間山先生が挙げている例、子ども六法で言えば「仕返しはダメ」「お仕置きは国にしかできない」。そういうことを徹底してやるわけです。いじめはダメという心情的なものではなく、この社会ではそういった行為がどうなるのだという教育をしてみてはどうだろうかと。あるいはトラブルがあったときに、いじめとする意見もあれば、けんかとする意見もある。それが分かれた時に具体的に考えるということが有効ではないかということを間山先生はおっしゃっています。あくまで一例ですが、教育社会学の立場からお話させていただきました。長くなりましたが以上となります。ありがとうございました。

(岩崎)

ありがとうございました。次に加藤先生お願いいたします。

(加藤)

事前に頂いた論点整理に沿って自分が感じたことをお話させていただきたいと思います。いじめの重大事態やトラブルに関わったときにまず最初に問題になることが、学校の中で法律上いじめ対策組織委員会が設置されていなければならないが、ほとんどそれが機能しておらず、結局担任任せになることが多いということです。

今回、旭川市が提案していることは一定程度理解できるが、具体的にその組織を どう強化するのかが明記されていない点が気になりました。ただ組織を作るだけで はダメですから、そこで何が問題となってその組織を機能させるためにどういう具 体的な支援であったり、組織の在り方をすべきなのか具体的に明記されていなかっ たので、それを補足するべきだと思います。例えば、いじめも防止対策推進法では、 いじめ組織委員会には、学校の教員以外に、様々な立場のメンバーが入ることが望 ましいとありますが、実際には関連する一部の教職員だけで運営されることがほと んどです。そのような組織では、養護教諭、スクールカウンセラーやソーシャルワ ーカーなど、教師とは異なる専門性をもつ者が入っていないため、多様な意見を取 り出す仕組みができていないです。したがって、必ず異なる専門性をもった教員以 外の者が入った上で開催される必要があると思われます。例えば、自死が関わるよ うな事例の場合, そこに至るまでのプロセスで, 抑うつ的な症状が出たりしますが, その抑うつ的な雰囲気に養護教諭だけが気付いていることがあったりします。とこ ろが、いじめ対策組織委員会の中に養護教諭が入っていなかったり、あるいは養護 教諭は「ひとり職場」であるがために、聞かれれば意見を述べるが、聞かれなけれ ば特に発言しない,そもそも発言する機会もないというような仕組みになっている 場合もあります。したがって、養護教諭のような同じ学校現場にいて違う視点を持 っている人たちの意見をどのように取り入れるか、そのためにどのような組織作り のルールを作る必要があるかなど、具体的なプランを立てる必要があると思ってお

ります。

また、子どもが相談しやすい体制を作ることも大事ですが、実際にトラブルになっているところを見ていると、担任の先生が抱え込んでしまうということが結構あります。つまり、教師自身が相談しにくいということもあり、教師が相談しやすい体制を作ることも大事だと思います。教師が発言する機会が保障され、それを受け止める場をきちんといじめに冠する組織の場で設定していく。それは管理職が責任を持って進めていく仕事になると思います。

加えて、今回の提案で、もう一つ欠けているのが、加害者への対応です。いじめに関してこれまで複数回の調査を行ってきました。毎回調査をしていくと必ず同じ結果になるのが、加害者と言われる児童生徒が、教師や親との関係が良くないということです。また教師との接触頻度、例えば、担任以外の先生から声を掛けてもらえる機会が少ないなども、よくみられます。簡単に言ってしまうと、加害者である児童生徒は、教師や保護者といった大人から目や手をかけられていない生徒であると言えます。つまり、いじめの加害ができる児童生徒は、大人の目が届かない分だけ、いじめの加害をする時間・場所がある児童生徒です。したがって、被害者をどうケアするかということも重要ですが、それに加えて、加害者の振るまいや行動を見守る体制を作ることが大切だと思います。学校の中では、特に教師が加害児童生徒に対してどのような関係を構築することが重要か、そのためには、教師にどのような体制が必要か、余裕をもって児童生徒と関われる体制が重要です。

今回,旭川市から提案されたことの中には,非常にたくさんのことが新しい施策として立ち上げられています。しかし,このことにより,かえって現場を忙しくさせてしまい,児童生徒と関わる時間を奪うと,いじめを防ぐというという点では逆効果になる可能性も高いです。したがって,大切なのはどこでいついじめが起きていて,そのときに教師が不在になっている時間がどれくらいあるかを考えたり,加害をしている児童生徒と教師自身の関係を見直したりすることがまずは必要で,そのための余裕を現場に持たせることが大事になるかと思います。何か施策を行う場合,きちんと優先順番をつけることが大事かと思います。例えば,今回の施策でいえば,命を大切にする教育よりも,きちんと教師が子どもと接することができる時間を確保するほうが優先順位が高いと思いますし,そのように優先順位をつけてやることが必要と考えます。

漠然としていますが、私としては以上の点が気になりました。

(岩崎)

ありがとうございました。次に藤川先生よろしくお願いいたします。

(藤川)

はい。今チャットに二つ資料を送らせていただきました。

Word ファイルが先月個別に意見を聞いていただいた時に事務局にお送りした文書です。もう一つがその添付資料としてお渡ししたもので、関東地方の附属学校の集まりで報告した文書です。

Word のほうからざっと申し上げますと、今回は具体的な事案があって再発防止策を取らなければならないということが大前提です。ところが、頂いた施策を拝見しますと、いったいこの度の事案をどのように受け止めて、再発防止策を作られたのかがよく分かりません。できそうことを色々なさって、特に市長部局でできることを増やすという方向になっていますが、学校や教育委員会を変えずに、市長部局だけが頑張っても恐らくなにも改善されないと思いますので、是非、実際に問題となったところを踏まえて再発防止策を検討いただきたいと思います。

細かいところはお読みいただければいいのですが、いじめの認知が遅かったということ、それから重大事態に備えた組織整備ができていなかったこと、北海道教育委員会との連絡の在り方で、北海道教育委員会からはある程度支援があったようですが、これが上手くいかなかったということ。この辺りが今の施策ではどのように改善されているのかが全く分かりません。

月に1回学校のいじめ対策組織会議を行っても、認知は遅れるでしょうし、学校の体制、教育委員会の体制が変わらなければ、重大事態への対処が上手くできないと思います。特に被害者側からは調査委員会の調査の在り方について疑義が出されているわけですが、ではどういう組織で重大事態の調査を行えば良いのかについて何も改善策を出されていません。

北海道教育委員会との関係についても全く何も改善策が出されていません。その上でですが、今回のことを踏まえても、被害者側からの申し立ての方法が設けられることは大事だと思います。そのような意味では市長部局がなすべきはここだと思います。もちろん、ご提案の中にも入っていますが、端的ないじめ相談を受け付けるというよりは、学校や教育委員会へのいじめ対応への不満を受け付ける場所。これが必要なのではないでしょうか。これに徹した方が良いのではないかと思いますので、是非ご検討ください。

ご遺族の所見書を踏まえてということもできていないと思いますので、特に、調査委員会がいじめの定義を違う形で扱われていたりすることをどう防ぐのかもないと思います。

具体的なご提案はもう一つの資料で提示します。考え方としては、加藤先生や稲葉先生の話とも重なるところがありますが、いじめを把握して対応するというスタンスでは難しいです。子どもたち、加害者も含めて様々な課題を抱えているからいじめ問題が起きるのであり、児童生徒が抱えている問題を早期に把握し、すぐに組織的対応ができる。そういう学校であるということが根本的な解決策であると考え

ます。これはまた自分が校長でありながらかなり手間暇掛けてこういう体制をどう 構築するかをやってきたつもりなので、後でお話しします。

把握すべきはいじめという行為ではないです。いじめがどうかは判断が難しいこともありますし、法律上では範囲が広すぎるということも稲葉先生のお話のとおりです。いじめとして把握することには抵抗がある場合もあります。しかし子どもが苦痛を覚えているという状況は誰にでも分かることで、悩んでいるんじゃないか、相談があったとか、そういうことを捉えることを徹底すべきだと思います。これは当然いじめ以外の問題の把握にもなり、いじめだけを把握する必要はなく、いじめ以外の課題も含めて、子どもが抱える課題を早期に把握して、組織的に対応する。これが大事です。

うちの千葉大学教育学部附属中学校の体制ですが、ポイントが二つあります。生 徒指導主事の役割をうちは主幹教諭がやっていますが、この主幹教諭が毎日放課後 全学級担任を回り,その学級で起きた気になるところを全て聞いていきます。翌朝 の打合せで「校務会」という校長などの幹部教員プラス養護教諭で打合せをします が、毎日、前日に主幹教諭が集めた全学級の情報と、養護教諭が集めた情報を全て 集約します。どんなに小さいことでも教えてねというスタンスで主幹教諭が聞いて 回るので、担任は当然ながら小さいことでも話すわけです。このようなコミュニケ ーションが毎日あることによって,担任は孤立しません。学校組織の中でお互いを ケアしあうという関係ができます。その上で、先程月に1回はどうかという話をし ましたが、毎週の教育相談部会並びに生徒指導部会があり、これに管理職が全部出 ており、教育相談部会では個々の生徒が抱えている問題を中心に、生徒指導部会で はいじめを含む組織的な問題を中心に扱っています。ここで外部の専門家にも参加 していただいて、議論を深めます。この時点で管理職は個々の問題について把握し ていて,必要な指示を出しています。その上で意見交換,情報交換をする会を週に 1回行う。こういうペースでやっています。是非, 時間をどのように考えるかを考 えていただきたい。学校では日々問題が起きていて、一日でも対応が遅れるとまず い場合も多いわけです。毎日情報を集めることが重要であって、その上で会議とい うのは初めてそこで話題が出るわけではなく、ある程度組織的に共有されている課 題について深めるというのは会議の役割ではないかと。それくらいのスピード感で 対応しなければいじめ問題を含むさまざまな問題に学校は対応できないというのが、 私の校長としての経験から言えることであります。

さらに、これは入れていただいていますが、それでも課題を把握できない場合があるので、ストレスチェックテストを実施し、高ストレスの生徒については情報を共有することをやっています。当然ながら面談もし、ストレスが高いということはどういうことなのかを個々に把握して対応するということをやっています。こうす

ることで,ほぼ子どもが抱える課題を遅れずに把握でき,管理職も含めて組織的な 対応がすぐに動き出せるという体制ができます。

このように学校の中の体制を作ることがまず重要であり、仮にこのような体制を 取らないで、じゃあなにかあったら市長部局に相談してねという体制で学校が動く か、子どもが困っていることを解決できるかと言われれば難しいと思います。学校 がどうしても上手くいかないときに、市長部局なりその他の組織が対応するとしな ければならないと思います。是非学校のスピード感ある対応をご検討いただきたい と思います。

(岩崎)

ありがとうございました。それでは続きまして真下先生お願いいたします。

(真下)

よろしくお願いいたします。

前提となっているのが、今回の事件の調査委員会の報告書を踏まえてどのような体制が整えられていくかということだと思いますが、そこに関しては今回資料がなかったので、現在再調査が行われているところだと思いますが、どのような体制が望ましいということが見えづらいというのが率直な意見で、それに対して何を話せばいいのかというところが私の中で迷いや疑問があったというところです。

頂いた資料を拝見して、被害者であったり保護者のみなさんにとって、窓口が増えるということは良いことなので、市長部局に相談窓口を設置すること自体は良いことだと思います。ただ、他方で、本来いじめ防止対策推進法上の義務であったり責務を負っているのは学校であり教育委員会であって、そこの中で責任を負う主体でない人たちがどこまで入っていくかという問題は必ず出てくると思います。

今回は恐らく寝屋川などを参考にされていると思いますが、市長部局の中で被害者からの相談窓口があって、相談を受けたからには市長部局の人たちが学校へ行き、被害者や加害者と面談し、先生と面談するというフローが書かれていましたが、私の中で気になったのが、その調整を市長部局主体でしてみて、ダメであったら学校に是正要請を行うという建て付けになっていたと思います。ダメだったら投げるというのは被害者が非常に傷つく対応で、ずっと寄り添ってやっていた人が急にいなくなるのは可哀想であって、1回聴取等を行ったら解決まで寄り添っていかないと、急に投げられた学校としても対応できかねると思います。そこの責任の所在をどのように考えていくのかが気になるところです。

他の仕組みについては予防教育について、大津の事件の調査報告書にも触れられていますが、道徳教育の限界、予防教育の限界は意識しなければならなくて、教育によってできることとできないことの峻別をする意識は大事だと思います。このような事件が起きたから今後学校の中で予防教育が大事だという機運は大切だと思い

ますが、いじめダメ絶対という紋切り型の所で終わってしまうか、あるいは、いじめについてどのように考えていて、それをなくすために誰がどうやって動いていくことが、それぞれお互いを尊重する、個人の尊厳を大事にする動きなのか深く考えていく、それも本音をベースに考えていくのかということが、同じ時間を過ごしていても差が出てくると思います。

市長部局は直接関係なく、学校や教育委員会の話になってしまいますが、学校の中でいじめ対策の学校基本方針の作成が義務付けられていると思いますが、組織の改革は藤川先生や加藤先生がおっしゃっていたとおりだと思いますが、せっかく学校基本方針という形で学校のいじめ対策を保護者や地域の方に御理解いただく機会でもあるので、ひな形をベースとした基本方針ではなく、学校の中でどのようなことが行われていて、いざという時はどのようなことをするのかを保護者の方に周知徹底できる内容であって、それを周知できる機会を設けた基本方針にしていくことが大事だと思います。

(岩崎)

ありがとうございました。最後になりますが、横井先生お願いいたします。

(横井)

はい。私の方に主に求められているのは、市長部局と教育委員会の関係のところですね。いじめの被害を受けた子どもや保護者の救済と市長の是正要請のところだと思います。

いじめ問題をどう捉えるかは専門の先生方のご検討に委ねなければなりませんが、 私の考えとしては、いじめは学校だけで起きるわけではなく、社会のさまざまなと ころで起きていますので、学校の中でももちろん起きますので、これを対処するこ とが学校や教員の課題ではありますが、全てを教育的指導で解決できるというわけ ではなく、社会的に起きていることから、学校や教育委員会に全ての責任を負わせ、 解決するという構図は現代において難しいところが出てきていると思います。

もちろん、学校がいじめの現場の主要なところですので、学校自体が対応するのは重要ですが、人権問題という観点で捉えていくとすれば、教育行政、学校の中で全て解決せよとするのではなくて、地域全体で、市長部局も含めてこの問題に対処していくことが基本的なスタンスです。

地方教育行政法との関係ですが、これは非常に難しい問題で教育委員会の政治的中立性についても、不当な介入についても、それは具体的に何かと問われると難しい問題で、私たちの学問分野でも議論が起きているところです。地方教育行政法に加え、いじめ対策についてはいじめ防止対策推進法が新たに出てきました。地方教育行政法だけで全てを考えるだけではなく、他の関連する法律とも合わせてこの問題を考えていかなければならないと思います。

いじめ防止対策推進法この法律自体にこれで良いのかという議論がありますが、第16条の中には国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制整備をしなければならないとされていたり、学校や学校の設置者は児童保護者または教職員のいじめに係る相談を行うことができる体制を整備しなければならないとあります。これは必要なことだと思います。ただ、地方公共団体が関連する組織と連携する体制を作らなければならないともあります。ですから、これを受けるならば教育委員会が単に主体となるというよりも、地方公共団体が教育行政とも連携を取って、包括的にいじめ対策の体制を取らなければならない。今はそう考えるべきではないか。政治的中立性はもちろん重要ですが、まず大きくはその方向で考えるべきだと思います。地方教育行政法はそれだけで考えるべきではないと思います。

それから、是正要請・勧告ですが、行政指導として考えられ、強制力を持たないが、しかしこれが政治介入になるのかということですが、一方的に市長が今の体制でやれば問題ですので、これは条例で定めなければならない。いじめの解決を教育指導上の問題と考えるならば市長が一方的に介入することは問題となる。しかし、いじめを人権問題と捉えて、地方公共団体、地域全体で解決すべきだとなった場合には、市長部局と学校・教育委員会との連携は必要になってきます。そして学校内で行為が放置される、学校がそれに適切に対処できないとすれば外部から調整活動が行われる必要があると思います。他の先生もおっしゃっていましたが、保護者が容易に救済申し立てができる仕組みは必要です。

ですから、窓口がたくさんできるのは良いことだと他の方がおっしゃっていましたが、私もそう思います。ただ、私の個人的な考えとしては、通常は条例で子どもの権利救済委員会や子どもオンブズマンなどを置くべきと考えます。いじめが最初からはっきりしたいじめであればこのような市長部局で対応できると思いますが、主訴が他の問題で出てきて、でもそれがいじめであったということもしばしばありますので、幅広く相談を受け付ける場が必要で、その体制が一方で構築されないと、いじめ対策だけに特化して対策部署を作っても一部の問題は対処できるかもしれませんが、取りこぼすことが多くなるかもしれない。旭川市には子ども総合相談センターがあって、そこが期待される組織ですが、拝見した限りでは虐待に特化しているところがあって、ここをもっと充実させることをやらないと、市長直轄のいじめ対策専門部署だけで幅広いいじめに係る問題に対処できないと思います。これは市長公約と聞いていますが、もし、市長部局にどうしても置くということであれば、これは政治的介入の問題になってきますが、徹底した専門性を持った人を置く、それから、単なる市長部局の業務としてやるのではなく、一定の独立性専門性を持った組織にしていかないといけないと。仙台市のいじめ対策推進室であれば、いじめ

対策検証会議というものが置かれており、検証する組織があります。スーパーバイザーを別に置くとか、何かこの部署が適切に行動できるようにそれを見ていく組織や人がいないといけないと思います。

地方教育行政法との兼ね合いで市長部局のいじめ対策専門部署の職員が学校現場に直接の指導助言をできないと考えているが、どのような支援ができるのかという質問ですが、今の体制では市長や市長部局は学校に指導助言ができないと思います。それを教育指導上の問題と考えるのであればそうだと思います。しかしいじめは人権問題だと捉えて、条例に規定されるのであれば、教育委員会の外の組織でも調整活動を行い得る。学校に入ることが可能だと。先程言った外部組織、子どもの権利条例の委員会やオンブズマン制度を持っているところは実際に学校に入っていますから、調整活動は行い得ると思います。そこはきちんと条例を定めて、適切な規制を加えるなら可能だと思います。ここで勧告や是正要請という言葉が出てきますが、それがどういうものを意味するか。私の感覚では勧告はもっと大きい問題。例えば入試で先生がミスして高校受験できなかった場合にきちんとした体制を整えよという勧告を行った例はあります。それが私の勧告のイメージですが、ここではいじめ問題一件一件に対して保護者か児童かに対して勧告するのでしょうか。それとも学校や教育委員会に勧告するのでしょうか。そこが十分理解できませんでした。重要なのは早期発見、早期対応ですから、調整活動が重要だと思います。

教育委員会の要請がないと入れないかということですが、これも条例をきちんと 定めれば可能で、子どもの権利条例や子どもオンブズマンもそれらの組織の自己発 意の調査は可能となっているところもあることから、絶対できないということには ならない。ただ、条例で明記しなければならないと思います。

寝屋川市の勧告の政治的中立性については非常に難しい問題だと思います。私も悩む問題であります。出席停止や別室指導などの教育委員会や学校の権限に係るところはもちろんできませんので、市長が指揮監督したり、一方的に要請することはできないです。しかし条例によって調整活動が行い得る。必要であればこのようにすれば良いといういろいろな提案もあり得ると思います。それを是正要請というのであれば、協議の中で行われればいいのではないかと思います。

全体としてはいじめを学校教育の範囲の中だけで解決してはならない,しかし外部で全て判断してこれが正解と言っていてはいつまで経っても学校の力が高まりませんから,基本的には学校が自主性を持って動くべきであると。ただ,子どもの最善の利益を理念として置いて,その観点から複数分野の行政組織が関わることができる体制を作ることは良いのではないかと思います

(岩崎)

ありがとうございました。一通り御意見を頂きました。様々な御意見がありまし

たが、改めてご発言、御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがで しょうか。

(真下)

スクールロイヤーの件を触れようと思って忘れてしまいました。スクールロイヤーは基本的には教育委員会に置いた方がいいものと思いますが、外の調整をやるということであればスクールロイヤーが置くという意義があると思います。ただ、非常勤となると、弁護士倫理上、いじめは加害者被害者どちらもいるので、紛争のような状態になっていると、弁護士資格を持ってどちらも話を聞いて調整するのは弁護士倫理上問題が出てくる場合が多いので、もし置くのであれば、知見を持ってでも弁護士ではないというスクールロイヤーの方が実行力はあると思います。今藤沢市や茅ヶ崎市ではストップいじめナビのメンバーが常勤で弁護士登録を外し、教育委員会の職員として入っているという事例があります。そうするといじめ防止対策推進法のこともわかっていますし、どういう形で手続きを進めていくのがいいかが望ましいか分かっていますので、調整活動としてはスムーズにいっていると思います。

(横井)

発言の整理ができていないところがあり、いじめを人権問題と言いましたが、子どもは失敗しながら成長していくものですので、学校の中で教育的に対応するべき部分は当然あるべきで、そこが前提としてあります。そこを考えないというわけではありませんので補足させていただきます。

(加藤)

専門部署を作るということですが、第三者委員会を経験しながら思うのは、その 都度その都度非常勤の人を集められるという状況を作られてしまうと、 教育委員会 の人がノウハウを持っていて、第三者委員会がこうしたいと思っても、 横からちゃちゃが入ってしまうという官僚化のような状態が起きてしまい、ノウハウを持っているのが学校に近い人になってしまうと、学校に有利に働いてしまい、第三者委員会がリードしていく主導権を取り戻すまでに時間がかかってしまうので、 例えば任期を半分ずつ改選していくなどの工夫がないと、行政や教育委員会に近い人が主導権を握ってしまい、何も変わらないと言うことが起きてしまうので、 集めるメンバーをどのように改選していくか。もう一つは第三者委員会は全国でたくさんやられていますが、例えば藤川先生のような経験があれば積み上がっていくと思いますが、大体の人が初めてやるということが多く、かつ守秘義務があり、経験を共有できない。 旭川市が全国をリードしていこうと考えているのであれば、全国で起きている重大事態をとりまめるような、そこに関わった人が情報交換をして、知識やノウハウをためられる仕組みを作っていくということがあると思います。

これまで個別にやっていたとか、個人のつながりで言えない部分を含みながら進めていたのを専門家集団をより専門家にしていく仕組みを旭川市がリードしていっことが重要と思います。

(稲葉)

全体的に思うところではありますが、昨年の事案を契機として旭川市の取組をといったときに、いじめというのがものすごく幅広く、どこまで包括的に扱えるのかなと。もしかしたらカテゴリーが違うのでないかということも第三者委員会の報告書を見ても思っていて、少なくとも子どもたちが日常的に経験するいじめというものと何か違うのではないかと。どこまで子どもたちのこのようなトラブル、非行も入ると思いますが、もともといじめ問題は非行問題であったわけですが、どこまで包括的にできるのかということが気になっていた問題でした。これは所感に近いものですが、また今後お話を伺うことができればと思います。ありがとうございました。